

令和5年瑞穂町教育委員会第11回定例会 会議録

令和5年11月24日瑞穂町教育委員会第11回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 田中 暁 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第26号 瑞穂町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一

		部を改正する規則
日程第4	議案第27号	議会の議決を経るべき指定管理者の指定中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町耕心館及び瑞穂町郷土資料館の指定管理者の指定について）
日程第5	議案第28号	令和5年度一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第6	協議事項1	令和6年度一般会計教育費予算の編成について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年瑞穂町教育委員会第11回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において2番、村上委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

（「質問なし」の声）

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第26号、瑞穂町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第26号については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の公布に伴い、規則を改正する

必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長が説明します。

学校教育課長 説明します。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、売春防止法が改正され「婦人補導院」が廃止されました。婦人補導院を引用している条文を改正するものです。

議案書を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

休業補償を行わない場合を規定する第6条の2を改正します。第2号において婦人補導院に収容されている場合が規定されており、婦人補導院が廃止されましたので、第2号が不要となり、第1号を条文に融合させています。

附則としまして、この規則は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

質疑もないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第26号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第26号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第26号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、議案第27号、議会の議決を経るべき指定管理者の指定中教育に関する部分の意見聴取につい

て（瑞穂町耕心館及び瑞穂町郷土資料館の指定管理者の指定について）を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第27号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき指定管理者の指定のうち、教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長

説明いたします。1枚おめくりください。12月議会定例会に提出する議案書です。

瑞穂町耕心館及び瑞穂町郷土資料館の指定管理者として、次の者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

指定の内容ですが、「1 公の施設の名称」、瑞穂町耕心館、瑞穂町郷土資料館

裏面をご覧ください。「2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地」、アクティオ株式会社、代表取締役社長、淡野文孝、東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階、「3 指定の期間」、令和6年4月1日から令和11年3月31日までです。

なお、この業者は、現在、耕心館及び郷土資料館の指定管理を行っているものです。

次ページをご覧ください。指定管理者の評価の資料となります。瑞穂町が設置する公の施設の指定管理者を指定するときには、手続として、瑞穂町指定管理者選定委員会において、応募者が指定管理者の候補として適当であるか審議します。今回の応募者は、アクティオ株式会社1者でした。この選定委員会は、委員長を副町長とし、識見を有する者として町長が委嘱する3名の有識者と、町職員6名の計10名で構成されています。今回、選定委員会は、10月20日に開催され、委員長と施設を所管する職員である教育部長を除く8名の委員による採点で、800点満点となります。

評価結果ですが、各評定項目についての採点は記載のとおりです。評点合計ですが、瑞穂町耕心館の700/800点で、100点満点に換算すると87.5点です。瑞穂町郷土資料館の701/800点で、100点満点に換算すると87.6点となります。

以上で、説明を終わります。

鳥海教育長
村上委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

評定項目の中のその他特記事項というところ、ここは何を評価の対象にしたのか、具体的に教えていただきたいと思います。

図書館長

指定管理者の選定につきまして、両施設を所管してるのは、図書館ですけれども、手続きについての所管は、財政課で行っています。まず前提といたしまして、その中で、この特記事項の具体的な内容が何かであるかの詳細については、所管課の方には、それぞれの委員が何を、その他の特記事項として点数をつけたかというあたりについてはお答えできる情報がなく、申し訳ございません。

教育部長

少し補足させていただきますと、この特記事項、私も委員として今回は加わっていませんが、この9項目以外の、例えば地域への貢献度とか、そういったところがあったりします。いくつかその他で特記できる事項があればということで、候補者の方から出してきて、それについての評点であったり、あとは今申し上げた地域との貢献であったり、協働という部分ということで、特別に記載するような事項があればということです。

村上委員

評点合計の平均から考えると、この特記事項の部分が低いのかなと思うと、何を評価の対象にしたのか、そこが明確になってない。この点数が、他に比べて低いのはなぜなのかという疑問があったので質問したのですが、できれば曖昧な形でなくて、どの委員もそれに対して何点をつけるという形にしないと、この評価自体の根拠があやふやになるのかなというふうに思いますので、そこはきちっとしていただければ良いかなと思います。

次回以降はそういうふうに、何の特記事項について評価をしてるのかというところを明確にしていけるといいなと思います。

教育部長

この評価の仕組みについてはまず、財政課の方で担当してますので、こちらについて、今、村上委員からご意見いただきましたので、そういうところも含めてですね、投げかけてみたいと思いますし、今、手元に資料がなくて、正確にお答えできなくて申し訳ないのですが、そういった明確な根拠があればまた後程、お

示ししたいと思います。

鳥海教育長

補足します。表を見てください。まず①の運営方針、80点分の74点ということで、これは各持ち点10点ですが、120点というところもございますよね。要は、どの項目も全部10点満点で合計するのではないという点数付けになっています。

重要な部分については120点満点で、評価結果の下の方、この9と10については、40点満点です。40分の33ですから、これを100点満点で換算すると、82.5点ということで、かなりの高得点ということです。10項目全てが10点満点ずつの配点ではないということです。

この、その他の特記事項については、教育部長が申しあげましたように、1から9までの項目以外のこと、審査資料として、それこそ指定管理を受けようとするものは、かなり膨大な量の資料を出してきます。それこそ1冊というような感じです。その中で、この項目に当てはまらないようなものでも、こういうことをしますとか、記載もあるわけなんですよね。それを含めて、それが最後のその他の特記事項ということで、そこを評価すると、5点満点中何点つける、私は何点をつける、というようなことでございます。

具体的に今回のケースについて、どのような項目であったかということは、教育部長は審査に参加できませんし、他のケースで参加した時から類推してのお答えだったわけです。

他にございますか。

関谷委員

参考までに、アクティオという業者が指定管理対象になっていますが、例えばいろいろな施設や外部から入札という形で手を挙げる業者があるとすれば、この時はアクティオ以外があったのかどうかを教えてください。

図書館長

お答えいたします。まず、指定管理を請け負う業者を公募という形で、募集をかけています。それに加えて、今回は指定管理者業務を請け負う業界で組織しています協会があるのですけれども、そちらを通じての周知を広く行いました。大体そちらには、該当する50社ぐらいにアナウンスをかけています。

広く募集した中で、応募があったのがアクティオ株式会社1社であったということで、応募には至りませんでしたけれども、複数の業者から、資料の請求ですとか、実際に現地に来て、状況を調査するというよう

教育長

なこともありましたけれども、応募に至ったのはアクティオ株式会社1社であったということです。
ほかに質疑もないようですので質疑を終結いたします。
これより議案第27号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第27号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長

ご異議なしと認め、議案第27号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第28号、令和5年度一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第5号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和5年度一般会計補正予算(第5号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので本案を提出するものです。

1枚おめくりください。まず、歳入です。ナンバー1は、五小除湿温度保持機能復旧工事設計委託費補助金において、防衛省からの国庫補助金の要件に該当しなくなったため、減額するものです。ナンバー2は、五小除湿温度保持機能復旧工事費の補助金を追加するものです。ナンバー3については、科目名称の事業について交付額が確定したことによる増額です。

1枚おめくりください。このページから歳出です。主な内容について、科目名称と理由を説明します。契約差金、実績に伴う増額、減額等についての説明は省略します。

ナンバー1、「羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金」は、羽村市、瑞穂町の令和5年度の負担割合が確定したことから増額補正します。ナンバー4は、三小スプリンクラー等の修繕のため、増額します。ナンバー5は、二小プールの漏水箇所を特定する必要があることから、調査を行います。ナンバー6と8は、五小除湿温度保持機能復旧工事の工事監理委託料と工事費を計上します。ナンバー9とナンバー13は、瑞中、ビューパーク敷地内の樹木ナラ枯れに伴う伐採のため、増額します。ナンバー14は、町営第2グラウンドのあずまや等の修繕のため増額します。

説明は以上です。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

日野委員

基本的な質問なのですが、歳出で1から16番までありますが、これは原則、優先順位ということなのでしょうか。

学校教育課長

こちらのナンバーのふり方ですが、予算書に款項目ということで予算の科目の番号が振られておりまして、その順番がありまして、まず教育委員会ですと教育費というのがありまして、教育委員会費、教育総務費というのがありまして、次に小学校費、中学校費と、順番に科目の番号が振られておりまして、予算書に載る順番で記載をしていまして、優先順位とは違う形になっております。

以上です。

鳥海教育長

ほかにございますか。

村上委員

直接予算とは関係ないのですけれども、ナラ枯れの被害ということで、現状どうなっているのか、お話いただきたい。

学校教育課長

今回中学校費ということで、瑞中の敷地、図書館の裏ですけれども、そちらの斜面に枯れ木が3本ございまして、そちらを伐採するという形で考えております。

学校の中ですと、それほど多くナラ枯れの被害は聞いていません。ただ、五小や瑞中ですと、近隣に狭山近郊緑地があり、その辺りにナラ枯れが見えてくるところはありますし、昨年度ですけれども、職員向けの郷土研修で、郷土資料館の谷亀さんが講師となってナラ枯れの研修会をやったりしました。小学生の

方も調べる学習みたいな形で、やってらっしゃるお子さんもいるような話も聞いております。

ナラ枯れは全体として増えてきてるのかなとは思いますが、一時ほどの、一気に増えてるところは今あるのかどうか、詳しいことまだわからないのですが、スカイホールでも何本か出たりしております。

社会教育課長 ナンバー13のナラ枯れですが、こちらはジュンサイ池園周辺にありまして、該当する木が7本あり、まず細い木は職員で切っていますが、少し太いものの伐採を委託に出すという形でございます。

以上です。

村上委員 図書館裏の枯れ木は、駐車場の方に落ちてこないか、非常に心配な状態だったので、予算を取って早く手だてをしていただければ非常にありがたいと思います

鳥海教育長 ほかにございますか。

関谷委員 ナンバー12、社会教育課のビューパーク運営費で、補正後の額が出ているのですが、数字のことではなくて、ここを数か月、特に大ホールと小ホールの使用が頻繁にあり、行くたびに技術者が奮闘してる姿を見ているので、何か少しでも補填してあげなければ良いと思っており、こういう形でやっていただけるのは、良かったかなと思いました。

社会教育課長 今、お話いただいたとおり、コロナ禍が明けまして、大ホールや小ホールの利用がかなり増えてまいりました。これに伴う対応でございます。

以上です。

鳥海教育長 ほかにございますか。

中野委員 歳入のナンバー1、補助金案件に該当しなくなったというのはどういうことですか。

学校教育課長 学校教育課になるのですが、防衛省の補助事業に対しまして理解不足がありまして、北関東防衛局の担当者と協議はさせていただいたところなのですが、北関東防衛局の方から補助要件が該当しなくなりますということで話がありまして、今回はこの補助申請を取り下げることになります。

以前8月の定例会のときに、小峰部長、私、栗原係長で、定例会を欠席して北関東防衛局に出張させてい

ただきましたが、その関係のものでございます。

以上です。

鳥海教育長

それではご質問がないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第28号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第28号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第28号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第6、協議事項1、令和6年度一般会計教育費予算の編成について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

協議事項1については、令和6年度一般会計教育費予算を編成する必要があるため、協議させていただくものです。1枚おめくりください。この資料は、10月24日に町長から示された「令和6年度予算編成方針」の写しです。概要について説明させていただきます。

「1 はじめに」とありますが、この項目では、社会情勢・経済情勢を示しています。昨年度からの変更点として、国の経済の動き、国及び東京都の予算編成の動きについて、この「はじめに」に統合して記載しています。そして、これらの動きを受け、町に視点を転じ、令和6年度の町の予算に対する方針がまとめられています。

ページをおめくりいただき、2ページ4段落目、方針のまとめとして、「第5次長期総合計画に示した各

施策の推進に向け、これからのまちづくりを念頭におきながら、事業を展開する戦略的な予算編成を指示します。」とされています。

2として、「令和6年度瑞穂町予算に反映させるべき重点事項」では、特に重点を置く施策、11項目が示されています。多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸の早期実現に向けて、延伸後の瑞穂町の全体像を示すことや、高齢者福祉センターの大規模改修、こども家庭センターの設置、行政のデジタル化により事務の効率化・効果的な運営を推進することなどです。教育委員会関連項目は、⑧、⑨で、「安定した質の高い教育を支えるため、学校施設を保全するとともに、熱中症のリスクを軽減し安全で快適な学びの場として、授業・部活動に集中できる環境を整えること。」「障がい児等の支援が必要な子どもたちも含め、全ての子どもたちの確かな学力の育成と個性や創造力を伸張する教育を推進すること。」と記されています。

3として、「令和6年度予算編成に向けた基本的視点」が示されています。ここでは、第5次長期総合計画に掲げた各種施策及び第6次行政改革大綱実施細目に基づき編成に臨むことが示されています。令和5年度予算編成時から歳入、歳出とも、大きな変更はありませんが、歳出で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、事業の在り方についての記載が令和6年度予算編成では無くなりました。

以上が令和6年度予算編成方針の概要ですが、歳出の各種経費は、ゼロシーリングを基本とするなど大変厳しい内容で、現在、この予算編成方針の趣旨を踏まえ予算編成を行っています。

説明は以上です。

鳥海教育長
日野委員

以上で説明は終わりました。これより協議をいたします。ご意見またはご質問はございますでしょうか。

⑨の障がい児等の支援が必要な子どもたちも含め、という項目ですが、教育相談室に勤務していて、よく話題になることなのですが、第四小学校の方に特別支援学級ができるということは大変良いことだなと思っています。

自閉症並びに情緒障害ということで、それに合わせた形で、そういう中で本当に難しいのが、知的な障害を含めて、いろんなパターンがあってですね、必ず2つに分別できるわけではないということ、並びに、四小の特別支援学級で学んだ子どもたちが中学校に行った時に、果たしてどういう選択があるのかなという部

分で、一小と瑞中にたんぼぼ学級と7組という学級がありますが、知的障がいの場合だと7組に通うという
ような、そのルート、あるいは羽村特別支援学校やいろいろなところ、障がいの程度に応じた対応で、情緒
障がいの方はどういうふうな道筋があるのかというのが本当に難しいところです。今後このとを見通した形
で、考えていけると良いなというふうに思いました。

統括指導主事

今、委員がおっしゃられたように確かに知的と自閉症・情緒っていうところに関して、現在の就学支援委
員会でも、その判定のところは、委員の皆さんも難しいということを行っている状況がございますが、基
本的に自閉症情緒障害特別支援学級については、知的障がいの診断のないお子さんというところで統一させ
ていただいて、進めさせていただいております。

また、中学校に自閉症情緒障害学級というところにつきましては、町として、高校入学までのところを踏
まえると、小学校段階である程度改善を促し、そこから通常の学級のボリュームを含めた上で、日常の社会
との触れ合いというところを大事にしていきたい。それを高校につなげていきたいという思いから、現在進
めていきたいと考えておりますが、また状況を見て、今後の研究課題とさせていただければと思っております。

以上です。

鳥海教育長

私の方から補足させていただきます。おっしゃる通りで、障害をお持ちの児童生徒について、言葉で表す
1つの障がいだけではなく、オーバーラップもしているわけですね。けれども、大別すると知的障がい、
それから自閉症等の情緒障がい、この2つに分けられますという中で、今年度まで、瑞穂町では知的障がい
を対象とした特別支援学級しかなかったわけです。

来年度に向けては、これをまず分けましょうということがようやく始まるた段階でございます。次の段階
では、中学校では今、知的障がいの学級しかないわけですね。そこでもやはり分けるべきではないのか、
ということになってくるのかと思います。いかに個別最適な教育を義務教育の中で行っていくのか、課題で
ございますので、今後とも追求していくところでございます。

ただ、言えるのは、来年度については、ようやく小学校でも、その障がいの特性に合わせて2つに区分で

きるようになったという状況だということです。

以上です。

鳥海教育長

他にないようですので、ここで協議を終結いたします。これよりお謀りします。協議事項1について原案通り承認することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長

異議なしと認め、協議事項1については原案通り承認されました。

以上をもちまして本定例会に付議されたある程度はすべて終了いたしました。

これにて令和5年、瑞穂町教育委員会第11回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前9時40分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員